

入 札 公 告

庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成31年3月8日

福島県立美術館長 早川 博明

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 福島県立美術館・福島県立図書館空調設備機器総合保守点検業務
- (2) 業務箇所 福島県立美術館・福島県立図書館
- (3) 業務概要 福島県立美術館・福島県立図書館の空調設備機器総合保守点検
- (4) 履行期間 平成31年4月1日から平成32（2020）年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（平成30・31年度版）の機械設備保全管理業務に登録されている者
- (2) 県北地域又は県中地域に本店、支店又は営業所を有する者
- (3) 過去5年の間、本件業務又は本件業務と同等の業務を履行した実績がある者
- (4) 本件業務を履行するに当たり、一級管工事施工管理技士の資格を有する者を業務担当責任者として配置できる者

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 平成31年3月8日（金）～平成31年3月20日（水）
 - イ 閲覧場所 福島市森合字西養山1番地
福島県立美術館 総務課
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 平成31年3月8日（金）～平成31年3月14日（木）
 - イ 受付方法 入札説明書による。
 - ウ 受付場所 福島市森合字西養山1番地
福島県立美術館 総務課
電話番号 024-531-5511
ファクシミリ 024-531-0447
電子メール artmuseum@pref.fukushima.lg.jp
- エ 回答予定日 平成31年3月18日（月）
- オ 回答書閲覧方法 (2)の閲覧場所及び福島県立美術館ホームページに掲載する。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 平成31年3月22日(金) 15時30分から

イ 入札場所 福島市森合字西養山1番地
福島県立美術館 会議室

(3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

(2) 過去5年間の業務実績を確認するため、次に掲げる書類を入札会場に持参すること。

ア 契約書の写し 又は

イ 実績証明書

(3) 当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成31年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県立美術館 総務課

電話番号 024-531-5511

ファクシミリ 024-531-0447

電子メール artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県立美術館長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、県政情報センター、地方振興局県政情報コーナー、総務部施設管理課及び入札執行機関において行う。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約は、別紙契約書(案)によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。
- (5) 入札参加資格確認書類提出書の提出書類として、庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書の写し及び業資格又は技術者免状等の写しを添付すること。
過去5年間の業務実績が確認できる「契約書の写し」又は「実績証明書」を持参すること。